

社会福祉法人比内ふくし会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人比内ふくし会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

ア. 理事長

報酬として、勤務実態に応じ、月額12万円を支給するものとする。通勤費については、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

イ. 業務執行理事

勤務実態に応じ、月額12万円を上限として支給するものとする。通勤費については理事長に同じ。

ウ. ア及びイを除く役員等

業務に応じて次表のとおり報酬等を支給することとし、交通費については、実費を支給するものとする。

(単位：円)

区 分	評議員	理 事	監 事
評議員会への出席	5,000	5,000	5,000
理事会等への出席	—	5,000	5,000
監査（業務執行状況把握、調査等）	—	—	10,000

2. 本会の職員が役員等を兼ねているときは、その者には役員等としての報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 前条に規定するア及びイの報酬等の支給については、職員の例による。

2. 前条に規定するウの報酬等については、原則として月末に預金口座に振り込むものとする。

(旅費)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、当法人旅費規程第13条に基づき旅費を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

この規程は平成2年5月26日から施行する。

平成4年4月1日	改正	平成4年3月25日	理事会
平成8年6月1日	改正	平成8年5月16日	理事会
平成10年7月1日	改正	平成10年5月16日	理事会
平成12年12月1日	改正	平成12年11月27日	理事会
平成15年4月1日	改正	平成15年3月25日	理事会
平成20年6月1日	改正	平成20年5月29日	理事会
平成24年7月1日	改正	平成24年7月12日	理事会
平成25年4月1日	改正	平成25年3月28日	理事会
平成29年4月1日	改正	平成29年6月28日	評議員会